

## 目 次

<p>第1章 現 金..... 1</p> <p>  第1節 現金の範囲..... 1</p> <p>    1. 意 義..... 1</p> <p>    2. 種 類..... 1</p> <p>    3. 現金実査に際して金庫内に保管さ        れていることが多いもので簿記        上現金として扱わないものの例... 2</p> <p>  第2節 小口現金..... 3</p> <p>    1. 意 義..... 3</p> <p>    2. 不定額資金前渡制度..... 3</p> <p>    3. 定額資金前渡制度..... 3</p> <p>    4. 小口現金の補給時期..... 3</p> <p>  第3節 現金過不足..... 4</p> <p>    1. 意 義..... 4</p> <p>    2. 会計処理..... 4</p> <p>  第4節 期末評価と表示..... 5</p> <p>    1. 期末評価..... 5</p> <p>    2. 表 示..... 6</p> <p>第2章 預 金..... 7</p> <p>  第1節 預金の範囲..... 7</p> <p>    1. 意 義..... 7</p> <p>    2. 種 類..... 7</p> <p>    3. 預金と紛らわしいが簿記上預金と        して扱わないものの例..... 8</p> <p>  第2節 小切手の特殊な処理..... 8</p> <p>    1. 先日付小切手..... 8</p> <p>    2. 不渡小切手..... 9</p> <p>    3. 自己振出回収小切手..... 9</p> <p>    4. 未渡小切手..... 9</p> <p>    5. 未取立小切手..... 10</p> <p>    6. 未取付小切手..... 10</p> <p>  第3節 当座借越..... 11</p> <p>    1. 意 義..... 11</p>	<p>    2. 当座取引の処理方法..... 11</p> <p>    3. 表 示..... 12</p> <p>  第4節 銀行勘定調整表..... 12</p> <p>    1. 意 義..... 12</p> <p>    2. 貸借対照表作成のための調整方法        と不一致原因の具体例..... 12</p> <p>    3. 作成方法..... 13</p> <p>  第5節 期末評価と表示..... 16</p> <p>    1. 期末評価..... 16</p> <p>    2. 表 示..... 16</p> <p>第3章 債権・債務..... 17</p> <p>  第1節 債権・債務の意義..... 17</p> <p>  第2節 債権・債務等の範囲..... 17</p> <p>  第3節 売掛金と買掛金の会計処理..... 19</p> <p>    1. 売掛金が増減する取引形態と具体        的処理..... 19</p> <p>    2. 買掛金が増減する取引形態と具体        的処理..... 20</p> <p>    3. 記帳方法..... 20</p> <p>  第4節 前渡金と前受金..... 22</p> <p>    1. 取引形態と具体的処理..... 22</p> <p>    2. 前渡金と売掛金の相違..... 22</p> <p>    3. 前受金と買掛金との相違..... 22</p> <p>  第5節 貸付金と借入金..... 23</p> <p>    1. 取引形態と具体的処理..... 23</p> <p>    2. 担保差入による貸付と借入の態様        ..... 23</p> <p>  第6節 未収金と未払金..... 24</p> <p>    1. 未収金が増減する取引形態と具体        的処理..... 24</p> <p>    2. 未収金と売掛金との相違..... 24</p> <p>    3. 未払金が増減する取引形態と具体        的処理..... 24</p>
--	--

4. 未払金と買掛金との相違.....	24	第1節 手形の意義と分類.....	33
第7節 立替金と預り金.....	24	1. 意義.....	33
1. 立替金が増減する取引形態と具 体的処理.....	24	2. 分類.....	33
2. 預り金が増減する取引形態と具 体的処理.....	24	第2節 受取手形の会計処理.....	35
第8節 差入保証金と預り保証金.....	25	1. 受取手形が増加する取引形態と具 体的処理.....	35
1. 取引形態と具体的処理.....	25	2. 受け取った手形の払出形態と具 体的処理.....	35
2. 代用保証金の態様.....	25	第3節 支払手形の会計処理.....	36
第9節 仮払金と仮受金.....	26	1. 支払手形が増加する取引形態と具 体的処理.....	36
1. 仮払金が増減する取引形態と具 体的処理.....	26	2. 支払手形が減少する取引形態と具 体的処理.....	36
2. 仮受金が増減する取引形態と具 体的処理.....	26	第4節 約束手形と為替手形.....	37
第10節 未決算勘定.....	27	1. 意義.....	37
1. 種類.....	27	2. 会計処理.....	37
2. 未決算勘定が増減する取引形態と 具体的処理.....	27	3. 為替手形の類型.....	38
3. 未決算勘定と仮払金との相違....	27	第5節 手形の割引と裏書.....	39
4. 表示.....	27	1. 意義.....	39
第11節 破産債権・再生債権・更生債権・ その他これに準ずる債権.....	28	2. 会計処理.....	40
第12節 前払費用と未払費用.....	28	3. 表示.....	42
1. 前払費用の会計処理方法.....	28	第6節 手形の更改.....	42
2. 前払費用の種類.....	29	1. 意義.....	42
3. 未払費用の会計処理方法.....	29	2. 会計処理.....	42
4. 未払費用の種類.....	29	第7節 不渡手形.....	43
第13節 未収収益と前受収益.....	29	1. 意義.....	43
1. 未収収益の会計処理方法.....	29	2. 会計処理.....	43
2. 未収収益の種類.....	30	3. 表示.....	44
3. 前受収益の会計処理方法.....	30	第8節 荷為替手形(荷為替).....	45
4. 前受収益の種類.....	31	1. 意義.....	45
第14節 表示.....	31	2. 会計処理.....	46
第4章 手形.....	33	第9節 営業外手形(狭義).....	48
		1. 意義.....	48
		2. 会計処理.....	48

3. 表示.....	48	1. 意義.....	89
第10節 金融手形.....	48	2. 分類.....	89
1. 意義.....	48	第2節 有形固定資産.....	89
2. 種類.....	48	1. 意義.....	89
3. 会計処理.....	49	2. 種類.....	90
第11節 営業保証手形.....	51	第3節 有形固定資産の取得形態による 取得原価の決定.....	91
1. 意義.....	51	第4節 有形固定資産の減少形態による 個別処理.....	92
2. 会計処理.....	51	第5節 有形固定資産の費用配分.....	93
3. 表示.....	52	1. 意義.....	93
第12節 表示のまとめ.....	53	2. 方法〔注解20〕.....	93
第5章 有価証券.....	54	3. 具体的処理.....	94
第1節 有価証券の意義と範囲.....	54	第6節 総合償却〔連意第三・第一・十〕 .....	99
1. 意義.....	54	1. 意義.....	99
2. 範囲.....	54	2. 分類.....	99
第2節 有価証券の増加取引の会計処理.....	55	3. 平均耐用年数.....	99
1. 有価証券の取得形態による取得原 価の決定.....	55	4. 除却処分.....	100
2. 債券の売買と端数利息.....	57	5. 組別償却.....	100
第3節 有価証券の減少（売却等）取引の 会計処理.....	61	第7節 減価償却方法の変更.....	101
1. 原則.....	61	第8節 資本的支出.....	101
2. 減少形態と具体的処理.....	61	1. 意義.....	101
第4節 有価証券の差入・保管と貸付・借 入.....	63	2. 会計処理.....	102
1. 有価証券の差入・保管.....	63	第9節 減価償却の記帳法.....	103
2. 有価証券の貸付・借入.....	64	第10節 圧縮記帳.....	103
第5節 有価証券の評価と表示.....	65	1. 意義.....	103
1. 売買目的有価証券.....	65	2. 会計処理.....	103
2. 満期保有目的の債券.....	70	3. 表示〔注解24〕.....	103
3. 子会社株式及び関連会社株式.....	74	第11節 保険差益.....	104
4. その他有価証券.....	77	1. 意義.....	104
5. 市場価格のない有価証券.....	87	2. 圧縮限度額の計算.....	104
第6章 固定資産.....	89	第12節 有形固定資産の期末評価と表示.....	104
第1節 固定資産の意義と分類.....	89	1. 期末評価.....	104

2. 表示〔財規 25, 財規 26〕	104	5. 開発費（繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い 3. (5)）	131
第 13 節 無形固定資産	105	第 8 章 引当金	134
1. 意義	105	第 1 節 引当金の意義・設定要件・分類	134
2. 種類	105	1. 意義	134
3. 無形固定資産の取得形態による取得原価の決定	106	2. 設定要件〔注解 18〕	134
4. ソフトウェアの会計処理	106	3. 分類	135
5. 無形固定資産の償却	113	第 2 節 貸倒引当金	136
6. 無形固定資産の表示	113	1. 意義	136
第 14 節 固定資産の減損	114	2. 金銭債権の種類と具体例	136
1. 意義	114	3. 債権の区分	136
2. 対象資産	114	4. 貸倒見積高の算定	137
3. 減損損失の認識と測定	114	5. 会計処理	140
4. 減損処理後の会計処理	115	6. 債務者の信用リスクを反映した債権の取得価額と償却原価法	143
5. 表示	115	7. 表示	145
第 15 節 投資その他の資産	118	第 3 節 賞与引当金	147
1. 意義	118	1. 意義	147
2. 種類	118	2. 関連項目	147
第 7 章 繰延資産	120	3. 会計処理	147
第 1 節 繰延資産の意義	120	4. 表示	148
第 2 節 連続意見書上の繰延経理の根拠と会社法上の繰延資産	120	第 4 節 退職給付引当金	149
1. 連続意見書上の繰延べ経理の根拠〔連意第五・第一・二〕	120	1. 意義	149
2. 会社法上の繰延資産	120	2. 関連項目（参考）	149
第 3 節 繰延資産の内容	123	3. 退職給付の 2 つの方法	149
1. 株式交付費（繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い 3. (1)）	123	4. 内部引当方式の会計処理	150
2. 社債発行費（繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い 3. (2)）	125	5. 外部積立方式の会計処理	150
3. 創立費（繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い 3. (3)）	127	6. 退職給付引当金の計算プロセス	151
4. 開業費（繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い 3. (4)）	129	7. 退職給付債務の計算	151
		8. 年金資産の計算	153
		9. 退職給付引当金の計算	153
		10. 退職給付費用の計算	153
		11. 表示	160
		12. 退職給付に関する会計基準について	

て…確定給付制度の会計処理…	160	2. 関連項目	168
第5節 製品保証引当金	161	3. 会計処理	168
1. 意義	161	4. 表示	168
2. 会計処理	161	第13節 租税特別措置法上の準備金	169
3. 表示	161	第14節 特別法で負債の部に計上するこ とが強制されている引当金又は準 備金	169
第6節 工事補償引当金	161	第15節 表示のまとめ（貸倒引当金を除 く）	170
1. 意義	161	第9章 社 債	171
2. 会計処理	162	第1節 意義と分類	171
3. 表示	162	1. 意義	171
第7節 売上割戻引当金	162	2. 権利内容に基づく分類	171
1. 意義	162	第2節 関連項目	171
2. 関連項目	162	第3節 普通社債	174
3. 会計処理	162	1. 意義	174
4. 表示	163	2. 発行形態と払込時の仕訳	174
第8節 返品調整引当金	163	3. 割引発行の場合の決算日までの会 計処理	174
1. 意義	163	4. 金利調整差額に対する償却原価法 の適用	175
2. 会計処理	163	5. 社債の償還	175
3. 表示	164	6. 償還を含む一連の会計処理	176
第9節 修繕引当金	165	7. 社債の借換	189
1. 意義	165	8. 社債の表示	191
2. 関連項目	165	第4節 社債償還のための資金準備－減 債基金・減債積立金	192
3. 会計処理	165	1. 意義	192
4. 表示	166	2. 方法	192
第10節 特別修繕引当金	166	3. 減債基金を設定する方法と減債積 立金を設定する方法との比較	192
1. 意義	166	第5節 新株予約権付社債の会計処理	193
2. 会計処理	166	1. 転換社債型新株予約権付社債の場 合	193
3. 表示	166		
第11節 債務保証損失引当金	167		
1. 意義	167		
2. 関連項目	167		
3. 会計処理	167		
4. 表示	168		
第12節 損害補償損失引当金	168		
1. 意義	168		

2. その他の新株予約権付社債の場合 .....	193	5. 自己株式の取得、処分及び消却に 関する付随費用 .....	222
3. 取得条項付の転換社債型新株予約 権付社債の場合 .....	194	6. 連結財務諸表における子会社及び 関連会社が保有する親会社株式 等の取扱い（参考） .....	223
<b>第10章 純資産</b> .....	<b>199</b>	<b>第6節 資本金及び準備金の減少の会計 処理及び表示 .....</b>	<b>223</b>
<b>第1節 株式会社の純資産の意義と分類</b> 199		1. 資本金及び資本準備金の額の減少 によって生ずる剰余金 .....	223
1. 意 義.....	199	2. 資本剰余金と利益剰余金の混同の 禁止 .....	224
2. 株主資本の源泉別分類.....	199	3. 利益準備金の額の減少によって生 ずる剰余金 .....	226
3. 純資産の構成.....	200	<b>第7節 受贈資本</b> .....	<b>227</b>
<b>第2節 払込資本</b> .....	<b>202</b>	1. 意 義.....	227
1. 意 義.....	202	2. 種 類.....	227
2. 種 類.....	202	3. 会計処理.....	227
3. 授權資本制度.....	204	<b>第8節 保険差益</b> .....	<b>229</b>
4. 資本金計上額.....	205	1. 意 義.....	229
<b>第3節 資本金の増加</b> .....	<b>205</b>	2. 会計処理.....	230
1. 意 義.....	205	<b>第9節 稼得資本</b> .....	<b>231</b>
2. 一連の手続（募集株式発行・公募 のケース） .....	205	1. 意 義.....	231
3. 申込期日経過後の新株式申込証拠 金の表示 .....	206	2. 分 類.....	231
4. 形 態.....	207	3. 取引形態と会計処理.....	232
5. 会計処理.....	208	<b>第10節 剰余金</b> .....	<b>235</b>
6. 新株予約権.....	210	1. 意 義（会社法第446条）.....	235
7. 自己新株予約権.....	212	2. 剰余金の処分.....	239
<b>第4節 資本金の減少</b> .....	<b>213</b>	3. 剰余金の配当.....	239
1. 意 義.....	213	<b>第11節 分配可能額〔会社法第461条2   項〕 .....</b>	<b>242</b>
2. 形 態.....	213	1. 配当の制限〔会社法第461条1 項〕 .....	242
3. 会計処理.....	213	2. 分配可能額〔会社法第461条2 項〕 .....	242
<b>第5節 自己株式</b> .....	<b>214</b>		
1. 自己株式の取得及び保有.....	214		
2. 自己株式の処分.....	216		
3. 自己株式の消却.....	221		
4. 自己株式の処分及び消却時の帳簿 価額の算定 .....	222		

第12節 株主資本等変動計算書.....	253	point up lesson 27.....	272
1. 意義.....	253	point up lesson 28.....	273
2. 表示方法.....	253	point up lesson 29.....	273
3. 株主資本の各項目.....	253	point up lesson 30.....	273
4. 株主資本以外の各項目.....	253	point up lesson 31.....	274
5. 株主資本等変動計算書の様式...	253	point up lesson 32.....	274
		point up lesson 33.....	274
解答用紙集.....	257	point up lesson 34.....	275
point up lesson 1.....	258	point up lesson 35.....	275
point up lesson 2.....	258	point up lesson 36.....	275
point up lesson 3.....	258	point up lesson 37.....	276
point up lesson 4.....	259	point up lesson 38.....	276
point up lesson 5.....	260	point up lesson 39.....	277
point up lesson 6.....	260	point up lesson 40.....	277
point up lesson 7.....	260	point up lesson 41.....	277
point up lesson 8.....	261	point up lesson 42.....	278
point up lesson 9.....	261	point up lesson 43.....	278
point up lesson 10.....	261	point up lesson 44.....	278
point up lesson 11.....	262	point up lesson 45.....	279
point up lesson 12.....	262		
point up lesson 13.....	262		
point up lesson 14.....	263		
point up lesson 15.....	263		
point up lesson 16.....	264		
point up lesson 17.....	264		
point up lesson 18.....	265		
point up lesson 19.....	265		
point up lesson 20.....	266		
point up lesson 21.....	267		
point up lesson 22.....	268		
point up lesson 23.....	268		
point up lesson 24.....	269		
point up lesson 25.....	270		
point up lesson 26.....	272		

THE BOKI PART 1

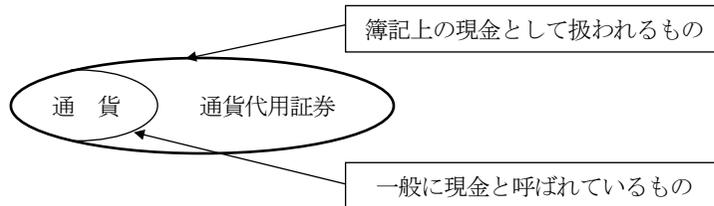
# 個別論点の常識

# 第1章 現 金

## 第1節 現金の範囲

### 1. 意 義

簿記上の現金とは、通貨及び通貨と同様に即時支払手段となり得る通貨代用証券である。



### 2. 種 類

- ① 通 貨… 紙幣、硬貨（外国通貨を含む）
- ② 通貨代用証券（外貨建も含む）
  - i) 他人振出小切手

No. ××× 小 切 手 ㈱A銀行 金額 ¥1,000★ 上記の金額をこの小切手と引換えに 持参人にお支払い下さい。 ×年×月×日 振出人 B(株)
---

・売上代金を小切手で受取った会社の仕訳

(借) 現 金 1,000	(貸) 売 上 1,000
---------------	---------------

（ ・仕入代金を小切手を振出して支払ったB社の仕訳 ）

(借) 仕 入 1,000	(貸) 当 座 1,000
---------------	---------------

- ii) 期限到来済公社債利札

社 債 券  金 1,000,000 円	
----------------------------	--

・この利札（利息を受取ることができる紙片）には、金額（通常半年分）及び支払期日が明記されている。

・利札の支払期日が到来した時の仕訳

(借) 現 金 2,000	(貸) 有価証券利息 2,000
---------------	------------------

- iii) 配当金領収書（証）… 配当をする会社が配当金の支払いを委託した金融機関から送付されてきた、配当金を受取るための引換証である。

配 当 金 領 収 書  配当金額 ¥ 3,000 B(株) 御中 株主 A(株) 上記金額正に 領収いたしました。 ×年×月×日
---

・配当金領収書が送られてきた時のA(株)の仕訳

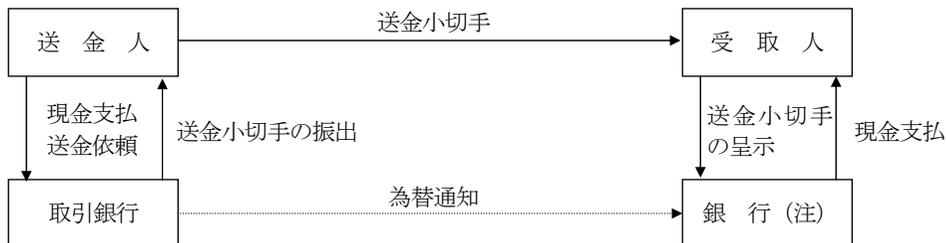
(借) 現 金 3,000	(貸) 受取配当金 3,000
---------------	-----------------

（ ・配当金の支払いが確定した時（株主総会決議時）のB(株)の仕訳 ）

(借) 繰越利益剰余金 3,000	(貸) 未払配当金 3,000
-------------------	-----------------

iv) 送金小切手… 普通送金為替の場合に送金手段として利用する銀行振出の小切手である。受取人が預金口座を開設していないか、受取人の預金口座が不明な場合等に利用される。

<理解図>



(注) この「銀行」は、取引銀行の本支店又は取引銀行と為替取引契約のある銀行である。

- v) 送金為替手形… 送金手段として利用する銀行振出，銀行引受の為替手形である。
- vi) 預金手形… 銀行が自己を支払人として振出す小切手であり「預金小切手」とも言う。
- vii) 郵便為替証書… 郵便局が送金人の為替取組にもとづいて交付した現金引換証である。
- viii) 振替貯金払出証書… 郵便局が郵便振替貯金口座を開設している送金人の依頼に基づいて郵便振替貯金口座を開設していない受取人に対して交付した現金引換証である。
- ix) 一覽払手形… 支払人に呈示した日を満期日とする手形である。
- x) 官公庁支払命令書（法人税還付通知書，等）

### 3. 現金実査に際して金庫内に保管されていることが多いもので簿記上現金として扱わないものの例

具 体 的 事 例	振替えるべき勘定科目
収入印紙（租税公課勘定），葉書，切手（通信費勘定）	貯 蔵 品
長期（約10日以上）の先日付小切手	受 取 手 形
自己振出小切手，未渡小切手	当 座 預 金
借 用 証 書	貸 付 金
船荷証券，貨物引換証	未 着 品
株券，社債券，新株引受権証書，新株払込金受領書	有 価 証 券

(コメント)

前提となっている期中処理を確認したうえで正しい勘定に振替える処理が必要となる。

## 第2節 小口現金

### 1. 意義

現金について適切な内部統制を実施するためには、いっさい現金の収納や小切手の受取額は当座預金に預入れ、いっさいの支払は小切手の振出によって決済する方式が望ましいが、一方で、企業は小口の支払いに備えて手許に少額の現金を保有する必要がある。このような少額の手許現金のことを小口現金という。

### 2. 不定額資金前渡制度

(随時補給制度)

小口現金の不足した時に小口現金係の請求によって、随時に適当額を補給する方法であり、この方法によると小口現金係の管理する現金額が絶えず変動するので、小口現金の管理面で不便であるという欠点が生ずる。

### 3. 定額資金前渡制度

(インプレスト・システム)

一定期間の必要資金見積額を定額支給額とし、その範囲内で諸費用の必要支払額をまかなわせ、各期間末に実際支払額を報告させこの金額に相当する小切手を振出して資金補給を行う方法であり、この方法によると小口現金係の管理する現金額の上限は、常に一定であり、小口現金の管理上有効である。

### 4. 小口現金の補給時期

時 期	① 支払報告時補給						② 支払報告時の翌日補給							
具体的時期	週末補給, 月末補給, 期末補給						週初補給, 月初補給, 期首補給							
具体的仕訳	・支払報告時=補給時 (借)通信費 10 (貸)小口現金 60 交通費 20 雑費 30 (借)小口現金 60 (貸)当 座 60						・支払報告時 (借)通信費 10 (貸)小口現金 60 交通費 20 雑費 30 ・補給時(翌日) (借)小口現金 60 (貸)当 座 60							
具 体 的 フ ォ ー ム	小口現金支払帳						小口現金支払帳							
	受 入	日 付	摘 要	支 払	内 訳			受 入	日 付	摘 要	支 払	内 訳		
					通信費	交通費	雑 費					通信費	交通費	雑 費
	100	7	1	前週繰越				30	7	1	前週繰越			
		3	通信費	10	10		70		"	本日補給				
		5	交通費	20		20			3	通信費	10	10		
		"	雑 費	30		30			5	交通費	20		20	
60		"	本日補給						"	雑 費	30		30	
		"	合 計	60	10	20	30		"	合 計	60	10	20	
		"	次週繰越	100					"	次週繰越	40			
160				160			100				100			
100		8	前週繰越				40		8	前週繰越				
		"	本日補給				60		"	本日補給				

### 第3節 現金過不足

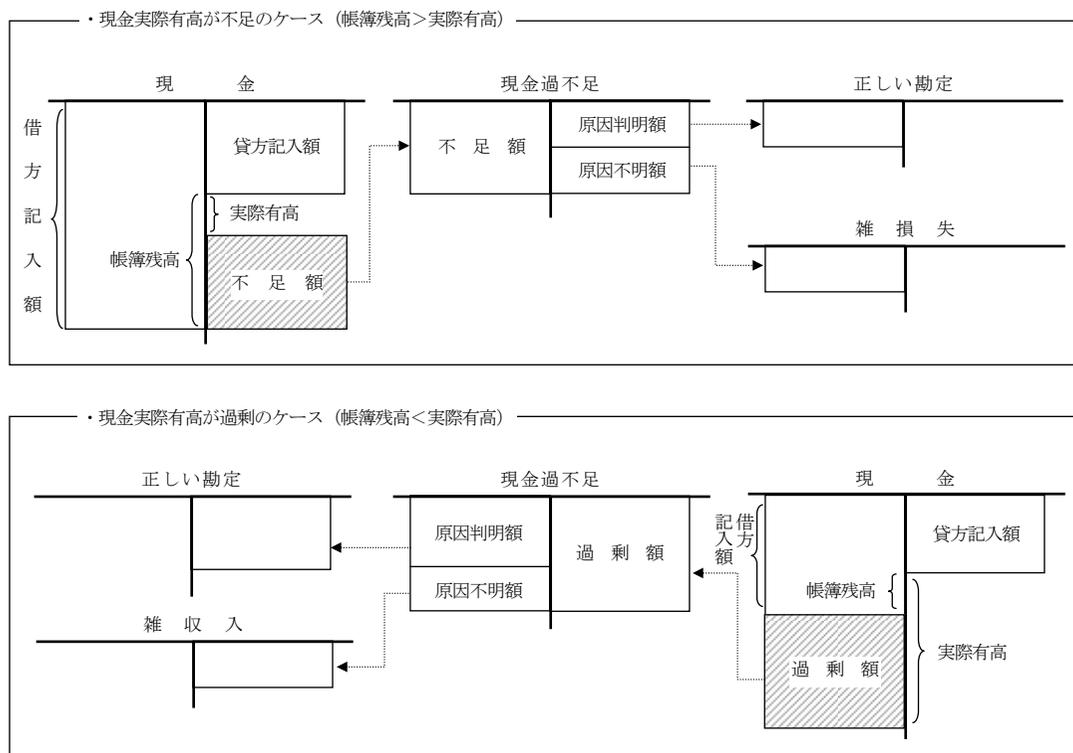
#### 1. 意義

定期的に行われる現金実査の結果、現金の帳簿残高と実際有高とが一致しないことがある。このような場合に帳簿残高を実際有高に修正し、不一致の原因が判明するまで帳簿残高と実際有高との差額を一時的に集計するのが現金過不足勘定である。

#### 2. 会計処理

	現金実際有高が不足のケース (帳簿残高>実際有高)	現金実際有高が過剰のケース (帳簿残高<実際有高)
① 差額発生時	(借)現金過不足××(貸)現金××	(借)現金××(貸)現金過不足××
② 原因判明時	(借)正しい勘定××(貸)現金過不足××	(借)現金過不足××(貸)正しい勘定××
③ 決算日になっても原因不明の場合	(借)雑損失××(貸)現金過不足××	(借)現金過不足××(貸)雑収入××

#### <勘定連絡図>



#### (コメント)

判明原因の如何によっては、帳簿残高>実際有高のケース (現金不足) でも雑収入が生じたり、逆に、帳簿残高<実際有高のケース (現金過剰) でも雑損失が生じたりすることがある。例えば、不足額 100 の原因が、交通費 150 の記入漏れと判明した場合には、期末時点で差額 50 が雑収入処理される。

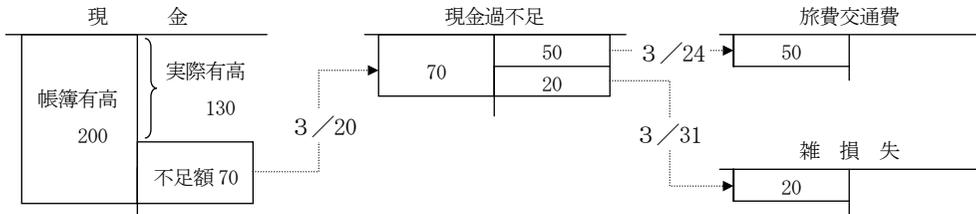
point up lesson 1

解答用紙はP. 258

次の資料にもとづいて3月20日、3月24日及び3月31日の仕訳をしなさい。

- ・ 3/20 現金の帳簿有高：200，現金の実際有高：130
- ・ 3/24 調査の結果，上記不足額のうち50は旅費の記入もれと判明。
- ・ 3/31 決算日現在，残額原因判明せず。

<理解図>



日付	仕訳
・ 3/20 (差額発生時)	(借)現金過不足 70 (貸)現金 70
・ 3/24 (原因判明時)	(借)旅費交通費 50 (貸)現金過不足 50
・ 3/31 (決算時)	(借)雑損失 20 (貸)現金過不足 20

第4節 期末評価と表示

1. 期末評価

外国通貨を決算日レートで換算するほかは，格別の問題は生ぜず，期末実際高を現金の貸借対照表価額とする。

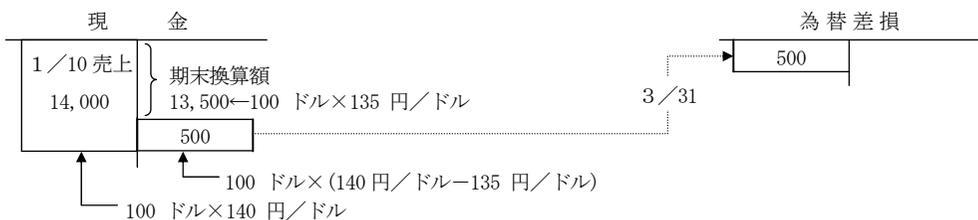
point up lesson 2

解答用紙はP. 258

次の資料にもとづいて1月10日及び3月31日の仕訳をしなさい。

- ・ 1/10 米ドル通貨による売上：100 ドル，当日の為替相場：140 円/ドル
- ・ 3/31 決算日の為替相場：135 円/ドル

<理解図>



日 付	仕 訳
・ 1 / 10 ( 売 上 時 )	(借)現 金 14,000 (貸)売 上 14,000
・ 3 / 31 ( 決 算 時 )	(借)為替差損 500 (貸)現 金 500

## 2. 表 示

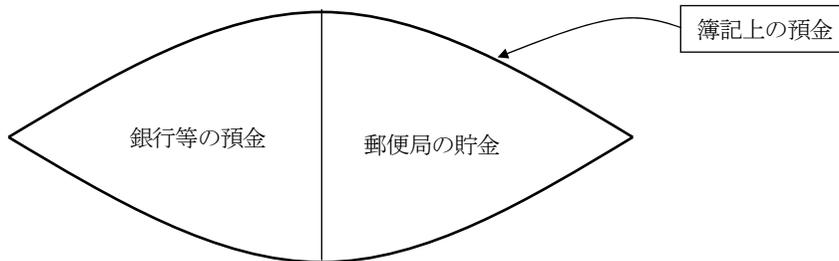
現金は、貸借対照表上、『現金及び預金』として「流動資産」に記載する〔財規15〕。

## 第2章 預 金

### 第1節 預金の範囲

#### 1. 意 義

簿記上の預金とは、金融機関との契約に基づく現金の保管及び運用の形態である。金融機関に対する預金、貯金及び掛金、郵便貯金並びに郵便振替貯金に限るものとする。〔財ガ15-1〕



#### 2. 種 類

① 金融機関の預金（銀行、信託会社などがある。）

- i) 当 座 預 金… 決済手段として利用される無利息の預金である。
- ii) 普 通 預 金… 支払手段としても利用される最低利率の利付預金である。
- iii) 通 知 預 金… 支払準備のための一時的余裕資金を有効に運用する目的で利用される，引出しに予告を要する利付預金である。
- iv) 定 期 預 金… 余裕資金を有効に運用する目的で利用される，期間（例えば，3ヵ月，6ヵ月，1年，2年）満了までは引出しができない期限付利付預金である。
- v) 定 期 積 金… 貯蓄する目的で利用される，満期日に契約金額の給付を受ける約束で一定金額を定期的に積立てる預金である。積立定期預金と類似しているが法的な性質は異なる。
- vi) 納税準備預金… 納税資金の確保及び運用を目的として利用される，納税目的以外には引出せない利付預金である。
- vii) 譲渡性預金… 譲渡可能な短期の大口定期預金である。通常，NCD（Negotiable Certificates of Deposit）と呼ばれている。なお、内国法人の発行する譲渡性預金の預金証書等有価証券として会計処理することが適当と認められるものは有価証券に含めることができる。〔財ガ8の2-1〕
- viii) 別 段 預 金… 上記の預金種目で取扱うのが不適當であるものを便宜的に処理する金融機関に対する一時的預け金である。雑預金とも呼ばれ，利率は普通預金並みである。  
 例えば，株式会社の設立又は新株発行に際しての株式申込金，株式配当金等の支払資金の預入れ，荷為替手形取組に際しての一部代金預入れが該当する。
- ix) 外 貨 預 金… 上記の預金を外貨建で行っている預金であり，外国通貨の国内利率が適用される。

② 郵便局の貯金

- i) 郵便貯金… 支払手段又は貯蓄目的で利用される利付貯金であり、通常貯金、定額貯金、積立貯金、定期貯金がある。
- ii) 郵便為替貯金… 代金回収及び決済手段として利用される無利息の貯金である。

3. 預金と紛らわしいが簿記上預金として扱わないものの例

- ① 金 銭 信 託 … 余裕資金を有効に運用する目的で、信託銀行との信託契約に基づいて金銭を預け入れ一定期間後に元金と運用益を受取ること。預金及び有価証券に表示しないで、流動資産のその他の区分に記載する。なお、重要性が高い場合には「金銭の信託」として掲記する。[財規 19、財ガ 19⑤]
- ② 証券投資信託受益証券… ある主体が投資家から委託された金銭の大部分を証券に投資することに（投資信託）より生ずる成果を享受する権利を化体した証券である〔金商 2 I ⑦〕。貸借対照表上「(投資) 有価証券」として記載する。
- ③ 貸付信託受益証券… 信託銀行が投資家から委託された金銭の大部分を企業に貸付けることに（貸付信託）より生ずる運用益を享受する権利を化体した証券である〔金商 2 I ⑦〕。貸借対照表上「(投資) 有価証券」として記載する。

第 2 節 小切手の特殊な処理

1. 先日付小切手

- ① 意義… 先日付小切手とは、小切手の振出日として将来の日付が記載されている小切手である。法律上、小切手は一覧払の性格を付与されているため、たとえ先日付になっていてもいつでも呈示して取引銀行に支払いを請求できるが、簿記上、先日付に同意している以上約束手形に準じて取扱わなければならない。
- ② 会計処理

	受 取 側	振 出 側
小切手の授受時	(借)先日付小切手××(貸)売掛金××	(借)買掛金××(貸)先日付小切手××
日付到来に伴う 入 出 金 時	(借)当座預金××(貸)先日付小切手××	(借)先日付小切手××(貸)当座預金××

③ 貸借対照表における表示

先日付期間	表示場所	
	受取側	振出側
先日付が短期間である場合	現金預金	現金預金
先日付が長期間（約 10 日間以上）である場合	受取手形	支払手形

## 2. 不渡小切手

- ① 意義… 不渡小切手とは、受取人が換金するために銀行に呈示したとき、振出人の預金口座に十分な預金がないために銀行から支払を拒絶された他人振出の小切手である。

② 会計処理

	受 取 側	振 出 側
小切手の授受時	(借)現 金××(貸)売 掛 金××	(借)買 掛 金××(貸)当 座 預 金××
小切手を銀行に 預入れた時	(借)当 座 預 金××(貸)現 金××	—
銀行から不渡の 通知を受けた時	(借)不渡小切手××(貸)当 座 預 金××	(借)当 座 預 金××(貸)買 掛 金××

③ 貸借対照表における表示

- i) 原則… 『その他の流動資産』に含めて「流動資産」に記載する。  
ii) 例外… 1年以内に回収できないことが明らかなものは、『投資その他の資産』に含めて「固定資産」に記載する。

## 3. 自己振出回収小切手

- ① 意義… 自己振出回収小切手とは、売掛金の回収等にあたり得意先から受入れた自己振出の小切手である。

② 会計処理

	仕 訳
振 出 時	(借)買 掛 金×× (貸)当 座 預 金××
受 入 時	(借)当 座 預 金×× (貸)売 掛 金××

③ 貸借対照表における表示

『現金及び預金』として「流動資産」に記載する。

## 4. 未渡小切手

- ① 意義… 未渡小切手とは、支払のために作成したがまだ相手に渡されていない状態の自己振出小切手である。

② 会計処理

- i) 相手勘定が負債の場合

	仕 訳
作 成 時	(借)買 掛 金×× (貸)当 座 預 金××
決算日に未渡分 が残っている時	(借)当 座 預 金×× (貸)買 掛 金××

ii) 相手勘定が費用の場合

	仕 訳	
作成時	(借) 広告宣伝費××	(貸) 当座預金××
決算日に未渡分が残っている時	(借) 当座預金××	(貸) 未払金××

(コメント)

費用の支払のために作成された小切手が未渡の場合には、上記のように費用計上を取消すのではなく未払金が計上される点に注意すること。

③ 貸借対照表上における表示

『現金及び預金』として「流動資産」に記載する。

## 5. 未取立小切手

① 意義… 未取立小切手とは、取引銀行に取立依頼をしたが銀行でいまだ取立をしていない他所払小切手である。

② 会計処理

	仕 訳	
小切手の受取時	(借) 現金××	(貸) 売掛金××
取立依頼時	(借) 当座預金××	(貸) 現金××
決算日に銀行が未取立の時	仕 訳 な し	

③ 貸借対照表上における表示

『現金及び預金』として「流動資産」に記載する。

## 6. 未取付小切手

① 意義… 未取付小切手とは、支払のために振出し相手方に引渡したが取引銀行にいまだ呈示されていない自己振出小切手である。

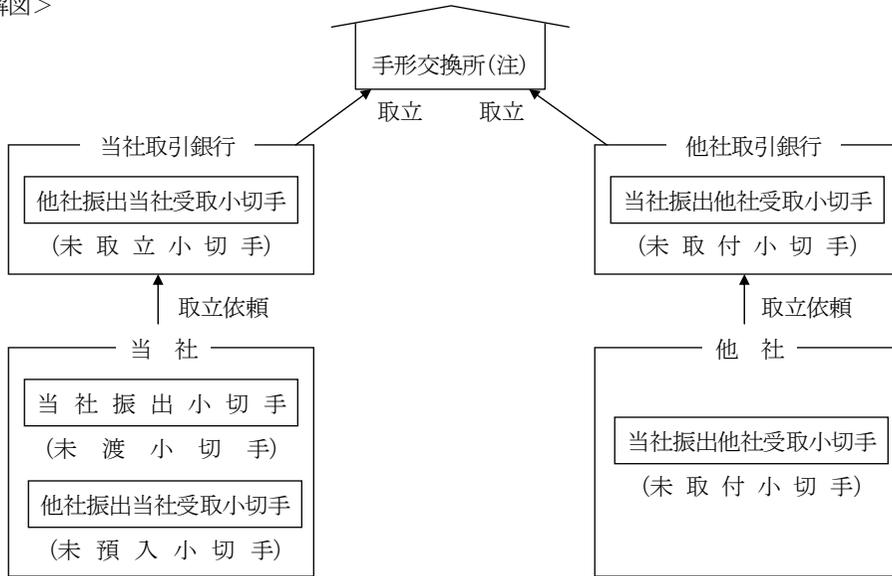
② 会計処理

	仕 訳	
小切手の振出時	(借) 買掛金××	(貸) 当座預金××
決算日に取引銀行に未呈示の時	仕 訳 な し	

③ 貸借対照表における表示

既に相手方の所有物であり振出側において表示の問題は生じてこない。

&lt;理解図&gt;



(注) 手形交換所とは、一定地域の銀行が他銀行を支払場所とする手形及び小切手を一定の場所に持ち寄って交換し、銀行相互間の貸借を決済する機関である。

### 第3節 当座借越

#### 1. 意義

通常は当座預金の残高を越えて小切手を振出すことはできないが、あらかじめ取引銀行と当座借越契約を結んでおけば当座預金残高を越えて借越限度額までの小切手を振出すことができる。この超過額を当座借越といい、銀行からの借入れを意味する。

#### 2. 当座取引の処理方法

- ① 二勘定制… 当座取引を当座預金勘定と当座借越勘定の二つの勘定を使い分けて処理する方法である。

(コメント) ただし、取引口座が1つの場合を前提とする。

当座預金残高を限度とする払出額は当座預金勘定の貸方に記入し、その残高がゼロとなった後の払出額は当座借越勘定の貸方に記入する。逆に、当座借越残高を限度とする受入額は当座借越勘定の借方に記入し、その残高がゼロとなった後の受入額は当座預金勘定の借方に記入する。従ってこの方法を採用するとどちらか一方の勘定にしか残高は現れない。

- ② 一勘定制… 当座取引を当座勘定のみを使用して処理する方法である。

(コメント) ただし、取引口座が1つの場合を前提とする。

当座預金に関する取引と当座借越に関する取引の両方を当座勘定に記入する。従ってこの方法を採用すると当座勘定の借方残高は当座預金の残高を示し、その貸方残高は借入金の残高を示す。

point up lesson 3

解答用紙はP. 258

次の資料にもとづいて3月11日及び3月12日の仕訳をしなさい。

- ・ 3/10 当座預金残高：50，借入限度額：30
- ・ 3/11 仕入による払出額：70
- ・ 3/12 売上による受入額：60

日付	二勘定制の仕訳	一勘定制の仕訳
3/11	(借)仕入 70 (貸)当座預金 50 当座借越 20	(借)仕入 70 (貸)当座 70
3/12	(借)当座借越 20 (貸)売上 60 当座預金 40	(借)当座 60 (貸)売上 60

3. 表示

当座借越は、貸借対照表上、『短期借入金』として「流動負債」に記載する。

第4節 銀行勘定調整表

1. 意義

銀行勘定調整表とは、企業の預金勘定残高と銀行の預金勘定残高（又は、預金残高証明書の内容）が不一致の場合、その原因を明らかにするために不一致の原因となった取引の内容を整理した表である。

2. 貸借対照表作成のための調整方法と不一致原因の具体例

	貸借対照表作成のための調整方法		不一致原因の具体例
	企業側	銀行側	
I	加算	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当座振込の報告未達</li> <li>・ 手形取立の報告未達</li> <li>・ 未渡小切手</li> </ul>
II	減算	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手形決済の報告未達</li> <li>・ 取立依頼小切手の不渡報告未達</li> <li>・ 自動引落の報告未達</li> <li>・ 未預入小切手（当座勘定処理しているにもかかわらず手許に保有している他人振出小切手）</li> </ul>
III	—	加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 締め後入金（銀行の閉店後企業が現金を預入れること）</li> <li>・ 未取立小切手</li> </ul>
IV	—	減算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未取付小切手</li> </ul>
V	誤記入側の加減算		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業が銀行のいずれか、あるいはその双方に記帳上の誤謬がある場合</li> </ul>

## 3. 作成方法

## ① 企業残高基準調整法

意 義	フ ォ ー ム	
企業の預金勘定残高を基準にして、不一致の原因となった取引金額を加減することにより銀行の預金勘定残高に一致させる調整方法である。	<u>銀行勘定調整表</u>	
	×年×月×日	
	取引銀行：××銀行本店	
	企業の預金勘定残高	××
	加算：Ⅰ	××
	Ⅳ	××
	Ⅴ	<u>××</u> ××
	減算：Ⅱ	××
	Ⅲ	××
	Ⅴ	<u>××</u> <u>××</u>
銀行残高証明書の金額	<u>××</u>	

## ② 銀行残高基準調整法

意 義	フ ォ ー ム	
銀行の預金残高を基準にして、不一致の原因となった取引金額を加減することにより企業の預金勘定残高に一致させる調整方法である。	<u>銀行勘定調整法</u>	
	×年×月×日	
	取引銀行：××銀行本店	
	銀行の残高証明書の金額	××
	加算：Ⅱ	××
	Ⅲ	××
	Ⅴ	<u>××</u> ××
	減算：Ⅰ	××
	Ⅳ	××
	Ⅴ	<u>××</u> <u>××</u>
企業の預金勘定残高	<u>××</u>	

③ 企業残高銀行残高区分調整法

意 義	フ ォ ー ム				
企業の預金残高を基準にして不一致原因となった取引金額を加減するとともに、銀行の預金残高を基準にして不一致原因となった取引金額を加減することにより、貸借対照表に計上されるべき預金の金額を算出する調整方法である。	<u>銀行勘定調整表</u> ×年×月×日 取引銀行：××銀行本店				
	企業の預金勘定残高	××		銀行残高証明書の金額	××
	加算：Ⅰ	××		加算：Ⅲ	××
	Ⅴ	<u>××</u>	××	Ⅴ	<u>××</u>
	減算：Ⅱ	××		減算：Ⅳ	××
	Ⅴ	<u>××</u>	<u>××</u>	Ⅴ	<u>××</u>
	調整後残高	<u>××</u>		調整後残高	<u>××</u>
		↑		↑	
		《一致》 ↓			
		貸借対照表に計上されるべき預金の金額となる。			

(コメント)

上記いずれの調整方法によっても預金取引の記帳の正確性を確認することが可能であるが、貸借対照表作成の観点からは③の調整方法が有用である。

point up lesson 4

解答用紙は P. 259

次の資料にもとづいて銀行勘定調整表を作成しなさい。

- ・ 3 / 31 企業の当座預金勘定残高：1,000，A銀行の預金残高証明書の金額：640
- ・ 不一致原因
  - ① 得意先より売掛代金 10 の当座振込があったがその通知が当社に未達。
  - ② 銀行が取立依頼を受けた手形 20 を取立て入金したがその通知が当社に未達。
  - ③ 買掛代金の支払いのために小切手 30 を作成したが仕入先に未渡
  - ④ 期日の到来した支払手形 40 が決済されたがその通知が当社に未達。
  - ⑤ 取立依頼してある小切手 50 が不渡となったがその通知が当社に未達。
  - ⑥ 電話料金 60 の自動引落しがあったがその通知が当社に未達。
  - ⑦ 売上代金として小切手 70 を受取り当座勘定処理したが銀行には翌日（4 / 1）預入れる。
  - ⑧ 現金 80 を預入れたが銀行の閉店後であったため翌日（4 / 1）入金として扱われた。
  - ⑨ 買掛代金支払いのため小切手 90 を振出したが銀行ではいまだその呈示を受けていない。
  - ⑩ 現金 100 を預入れたが当社では誤って 200 の預入れと記帳していた。
  - ⑪ 銀行は他社口座からの引落し 110 を誤って、当社口座からの引落しとして処理していた。

銀行残高基準調整法		企業残高基準調整法	
<u>銀行勘定調整表</u>		<u>銀行勘定調整表</u>	
×年3月31日		×年3月31日	
取引銀行：A銀行本店		取引銀行：A銀行本店	
銀行残高証明書の金額	640	企業の当座預金勘定の残高	1,000
加算：手形決済の報告未達	40	加算：当座振込の通知未達	10
取立依頼小切手の不渡報告未達	50	手形の取立通知未達	20
電話料金の自動引落の報告未達	60	未渡小切手	30
未預入小切手	70	未取付小切手	<u>90</u> 150
締め後入金	80	減算：手形決済の報告未達	40
当社による入金額の過大記帳	100	取立依頼小切手の不渡報告未達	50
銀行による引落口座誤り処理	<u>110</u> 510	電話料金の自動引落報告未達	60
減算：当座振込の通知未達	10	未預入小切手	70
手形の取立通知未達	20	締め後入金	80
未渡小切手	30	当社による入金額の過大記帳	100
未取付小切手	<u>90</u> <u>150</u>	銀行による引落口座誤り処理	<u>110</u> <u>510</u>
企業の当座預金勘定残高	<u>1,000</u>	銀行残高証明書の金額	<u>640</u>

企業残高銀行残高区分調整法			
<u>銀行勘定調整表</u>			
×年3月31日			
取引銀行：A銀行本店			
企業の当座預金勘定の残高	1,000	銀行残高証明書の金額	640
加算：当座振込の通知未達	10	加算：締め後入金	80
手形の取立通知未達	20	銀行による引落口座誤り処理	<u>110</u> 190
未渡小切手	<u>30</u> 60		
減算：手形決済の報告未達	40	減算：未取付小切手	<u>90</u> 90
取立依頼小切手の不渡報告未達	50		
電話料金の自動引落報告未達	60		
未預入小切手	70		
当社による入金額の過大記帳	<u>100</u> <u>320</u>		
調整後残高	<u>740</u>	調整後残高	<u>740</u>
	↑	《一致》	↑

## 第5節 期末評価と表示

### 1. 期末評価

外貨建預金の換算の他は、格別の問題は生ぜず、調整後の帳簿金額を預金の貸借対照表価額とする。

### 2. 表 示

原則として、ワンイヤールールを適用する〔注解16, 財規15〕。

- ・一年以内に期限の到来するもの⇒ 『現金及び預金』として「流動資産」に記載する。
- ・上 記 以 外 の も の ⇒ 『長期性預金』として「固定資産－投資その他の資産」に記載する。

## 第3章 債権・債務

### 第1節 債権・債務の意義

1. 債権とは、他人に一定の給付をすることを求めることができる権利である。
2. 債務とは、他人に対して一定の給付を行わなければならない義務である。

### 第2節 債権・債務等の範囲

勘定科目	意 義
受 取 手 形	「第4章」を参照。
売 掛 金	得意先との間の通常取引に基づいて発生した営業上の未収入金をいう。「通常取引」とは当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう〔財ガ15-3〕。
前 渡 金	財貨購入・役務受入に先立って取引先に支払われた手付金又は代金の前払分であって、支払代価に見合う財貨・役務給付請求権である。
貸 付 金	通常取引に基づいて発生した債権以外の債権のうち、金銭消費貸借契約に基づいて発生する債権である。
未 収 金	通常取引に基づいて発生した未収入金で売掛金以外のもの及び通常取引以外の取引に基づいて発生した未収入金で1年以内に回収されると認められる金銭債権である。
立 替 金	取引先、役員・従業員及び親子会社等に対する一時的な金銭立替額である。
差入保証金	取引先に対して契約履行の担保あるいは入札の保証金として支払われた現金である。

勘定科目	意 義
支 払 手 形	「第4章」を参照。
買 掛 金	仕入先との間の通常取引に基づいて発生した営業上の未払金をいう。
前 受 金	受注品又は受注工事等の手付金又は代金前払分の受入を処理し、その後それに対応する財貨の引渡等によって計上される売上高の対価に充当される勘定である。
借 入 金	通常取引に基づいて発生した債務以外の債務のうち、金銭消費貸借契約に基づいて発生する債務である。
未 払 金	通常取引に基づいて発生した未払額で買掛金以外のもの及び通常取引以外の取引により発生した未払額で1年以内に支払い又は返済されると認められる金銭債務である。
預 り 金	取引先、役員・従業員及び親子会社等からの一時的な金銭預り額である。
預り保証金	取引先から契約履行の担保あるいは入札の保証金として預った現金である。

仮 払 金	金銭の支出を行ったが相手勘定あるいはその金額が確定しない場合に一時的に処理する勘定である。
未決算勘定	金銭の収支がなく、処理すべき勘定科目あるいは金銭が確定していない取引を一時的に処理する勘定である。
破産債権・再生債権・更生債権・その他これに準ずる債権	破産会社・再生債権・更生会社に対する受取手形、売掛金、前渡金等及び特別の事情により当該企業における通常の債権回収期間内に回収されないこととなった債権である。
前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し、支払われた対価をいう〔注解5〕。
未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対して、いまだその対価の支払を受けていないものをいう〔注解5〕。

仮 受 金	金銭を受入れたが相手勘定あるいはその金額が確定しない場合に一時的に処理する勘定である。
未払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、すでに提供された役務に対して、いまだその対価の支払が終わらないものをいう〔注解5〕。
前受収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価をいう〔注解5〕。

－参考－ 経過勘定項目及び未決算項目の特質

		代 金 の 授 受 の 有 無			
		有		無	
		支 出	収 入	収 入	支 出
役務の授受の有無	無	前 払 金	前 受 金	—	—
	部分的	前 払 費 用	前 受 収 益	未 収 収 益	未 払 費 用
	有	—	—	未 収 金	未 払 金

### 第3節 売掛金と買掛金の会計処理

#### 1. 売掛金が増減する取引形態と具体的処理

取引形態	仕訳
・掛取引(注1)	(借)売掛金 ×× (貸)売上 ××
・戻り(返品)・値引・割戻し(注2)	(借)売上 ×× (貸)売掛金 ××
・割引(注3)	(借)売上割引 ×× (貸)売掛金 ××
・現金及び小切手による回収	(借)現金預金 ×× (貸)売掛金 ××
・受取手形による回収(注4)	(借)受取手形 ×× (貸)売掛金 ××
・為替手形の振出による買掛金との相殺による回収	(借)買掛金 ×× (貸)売掛金 ××
・自己振出の約束手形の受入れによる回収	(借)支払手形 ×× (貸)売掛金 ××
・仕入による回収	(借)仕入 ×× (貸)売掛金 ××
・回収不能	(借)貸倒損失(注5) ×× (貸)売掛金 ××

(注1) 掛取引とは、商品の販売代金の回収が引渡後一定期間の後になされる販売取引である。

(注2) 売上戻りとは、品違い等により得意先から返却を受けた商品である。

売上値引とは、売上品の量目不足、品質不良、破損等の理由により代価から控除される額である。

売上割戻しとは、一定期間に多額又は多量の取引をした得意先に対する売上代金の返戻額である。

(注3) 売上割引とは、代金支払期日前の支払に対する売掛金の一部免除である(現金割引)。

(注4) 約束手形による受入、自己指図為替手形の振出及び裏書による手形の受入等のケースがある。

(注5) 前期売掛金の貸倒発生の場合には『貸倒引当金』となる。

#### <勘定分析>

売掛金	
・売上	・戻り・値引・割戻し
	・割引
	・現金預金による回収
	・受取手形による回収
	・為替手形の振出による回収
	・自己振出手形の受入による回収
	・仕入による回収
	・回収不能

## 2. 買掛金が増減する取引形態と具体的処理

取 引 形 態	仕 訳
・掛 取 引 (注1)	(借)仕 入 ×× (貸)買 掛 金 ××
・戻し (返品)・値引・割戻し (注2)	(借)買 掛 金 ×× (貸)仕 入 ××
・割 引 (注3)	(借)買 掛 金 ×× (貸)仕 入 割 引 ××
・現金及び小切手による支払	(借)買 掛 金 ×× (貸)現 金 預 金 ××
・支払手形による支払 (注4)	(借)買 掛 金 ×× (貸)支 払 手 形 ××
・為替手形の振出による売掛金との相殺による支払	(借)買 掛 金 ×× (貸)売 掛 金 ××
・裏書による支払	(借)買 掛 金 ×× (貸)裏書手形(注5) ××

(注1) 掛取引とは、商品の購入代金の支払が引取後一定期間の後になされる購入取引である。

(注2) 仕入戻しとは、品違い等により仕入先に返却した商品である。

仕入値引とは、仕入品の量目不足、品質不良、破損等の理由により代価から控除される額である。

仕入割戻しとは、一定期間に多額又は多量の取引をした仕入先からの仕入代金の返戻額である。

(注3) 仕入割引とは、代金支払期日前の支払に対する買掛金の一部免除である (現金割引)。

(注4) 約束手形による振出と自己宛為替手形による引受の2つのケースがある。

(注5) 裏書による処理を評価勘定によった場合である。

### <勘定分析>

買 掛 金	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戻 し ・ 値 引 ・ 割 戻 し</li> <li>・ 割 引</li> <li>・ 現 金 預 金 に よ る 支 払</li> <li>・ 支 払 手 形 に よ る 支 払</li> <li>・ 為 替 手 形 の 振 出 に よ る 支 払</li> <li>・ 裏 書 に よ る 支 払</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕 入</li> </ul>

## 3. 記帳方法

### ① 人名勘定による記帳方法

取引先別に売掛債権、買掛債務の残高を知るために売掛金、買掛金の代わりに、各得意先、各仕入先の人名を付した勘定口座を設けて掛取引を記帳する方法である。この勘定のことを人名勘定と呼ぶ。

この記帳方法は取引先がさほど多くない場合には取引先別の掛残高を知ることができるので有効である。

### ② 補助元帳と統制勘定を用いる記帳方法

売掛金、買掛金を総勘定元帳に設定するとともに人名勘定を得意先元帳、仕入先元帳に設定して掛取引を記帳する方法である。取引先が多くなると、人名勘定を用いて記帳する場合には、掛代金の総額が容易に計算出来なくなり、また元帳のページが増大するという欠点が生ずるので、それらを克服